

保存樹木の指定制度

街の健全な環境の維持のため、市内にある樹木のうち特に美観上優れた健全な樹木を、所有者や管理者の同意を得て、保存樹木として指定する制度です。

指定を受けると

- 1 表示板を取付けます。
- 2 維持管理費の一部となるよう、奨励金を交付します。

対象となる樹木

- 1 樹高が10m以上で、地盤面から1.5mの高さにおける幹周り1.5m以上の樹木。
 - 2 はん登性樹木で枝葉面積が30㎡以上であること。
 - 3 希少価値があり、かつ珍重に富むと認められる樹木。
- ◎その他、樹形等により保存樹木として指定される場合もありますので、お問い合わせください。

奨励金の交付額

保存樹木の区分		奨励金の額
樹高が10m以上で 地盤面から1.5mの 高さにおいて	幹周りが1.5m以上 3m未満の樹木	5,000円/本
	幹周りが3m以上の樹木	10,000円/本
はん登性樹木で枝葉面積が30㎡以上の樹木		5,000円/本
希少価値があり、かつ珍重に富む樹木		5,000円/本
その他の理由により、保存樹木として 指定された樹木		5,000円/本

奨励金は年額となります。
保存樹木の指定は10年とし、状況に応じて更新できます。



緑化の おすすめ

生け垣助成制度
保存樹木の指定制度



公益財団法人
さいたま市公園緑地協会

さいたま市南区别所4丁目12番10号
Tel. 048-836-5678 Fax. 048-836-5200
<http://www.sgp.or.jp/>

公益財団法人 さいたま市公園緑地協会

生け垣助成制度

街並みづくりの推進を図るとともに、災害に強い街づくりに寄与することを目的とした生け垣づくりを支援しています。

道路に面した宅地に、新しく生け垣を設置される方に助成金を交付します。

心に潤いを与える

四季折々に彩りを変える生け垣は、見る人の心を和ませます。

気温を調節する

植物は葉から水分を蒸散し、気温を下げる役割をしています。

生け垣の効果

騒音を和らげる

葉が密集している植物を通ると音は小さくなり、騒音を和らげる効果があります。

空気を浄化する

植物は二酸化炭素を吸収し酸素を生み、私たちに不可欠な空気をきれいにします。

強風を和らげ、そよ風を通す

冬は寒風を和らげ、夏はブロック塀のように風を遮断するのではなく、心地よい風を通します。

助成の対象

助成の対象となる生け垣には、主に次の条件があります。

- 1 さいたま市内において、自己の居住用の宅地（販売目的のものは除く）に生け垣を初めてつくる場合。
※生け垣のつくり替えや改良については対象外となります。
- 2 幅4m以上の道路、または道路の中心線から住居敷地までの距離が2m以上ある道路と接する部分に生け垣を設置する場合。
- 3 生け垣の総延長が2m以上（分割してつくる場合は各1m以上）、樹木の高さ60cm以上、1mにつき2本以上あり、相互に葉がふれあう程度に列植されていること。（カイヅカイブキ・バラ等を除く）
- 4 事前申請であること。（生け垣設置施工前であること）
- 5 フェンス等遮蔽物を併設する場合も助成の対象となりますが、ネット状・格子状のもので生け垣が隠れないことが条件となります。
※フェンス設置費用は助成の対象となりません。
- 6 既存の塀（ブロックその他石材等を用いてつくられたもの）を撤去、または60cm以下に改造し、生け垣をつくる場合は、取り壊し費用の一部が助成の対象になります。
- 7 生け垣の適正な管理に努めること。
※5年以内に助成の目的に反する改修等が行われたときは助成金の返還が生じることがあります。

◎敷地の形状やフェンスの併設等詳細事項がありますので、事前にご連絡ください。



助成内容

生け垣の設置

生け垣の延長(m)×10,000円です。ただし、限度額は20万円です。なお、工事費が1mあたり10,000円に満たないときは、その金額が1mあたりの助成額となります。

※ご自分で資材や材料を購入し施工する場合も助成対象となりますが、自己の労務費、道具代は対象となりません。

既存の塀の撤去

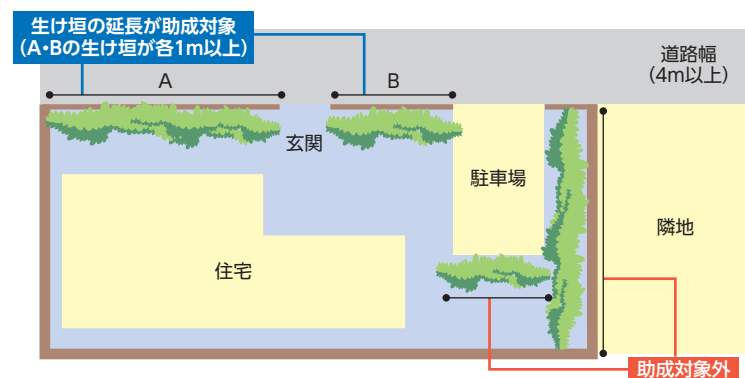
既存のブロック塀等の取り壊し延長(m)×5,000円です。ただし、限度額は10万円です。なお、工事費が1mあたり5,000円に満たないときは、その金額が1mあたりの助成額となります。

助成金は1,000円単位とし、端数は切り捨てになります。

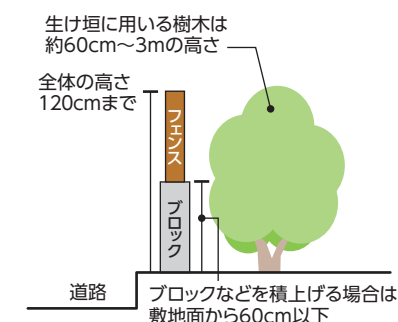
申請に必要な書類

- 1 助成対象となる部分の見積書
- 2 簡単な平面図

助成対象例



フェンス等遮蔽物を併設する場合



助成金交付までの流れ

必ず、着工前に申請してください。着工後の申請は受付できませんのでご注意ください。

事前相談 (申請者)

電話等での相談でかまいませんので、お気軽にお問い合わせください。

現地確認 (公園緑地協会)

助成対象となるのか現地確認を行います。
※申請者様の立会いをお願いします。

申請書等の提出 (申請者)

提出していただくものは、①申請書 ②助成対象となる部分の見積書 ③簡単な平面図です。

助成の決定 (公園緑地協会)

提出された書類を審査し、要件を満たしている場合には申請受理の連絡をいたします。

生け垣設置 工事の実施 (申請者)

申請時の計画に基づいて施工してください。
※計画を変更される場合は、ご相談ください。

工事完了 (申請者)

生け垣設置工事が完了しましたらご連絡ください。

現地検査・確認 (公園緑地協会)

申請者様の立会いのもと、検査及び確認を行います。

助成金の請求 (申請者)

検査・確認後、『生け垣助成金請求書』に①工事代金の請求書または領収書の写し ②工事内訳明細書を添えてご提出ください。

助成金の交付 (公園緑地協会)

助成金は、申請者様の金融機関の口座への振込みとなります。

助成金の交付を受けた方は、生け垣の保護・育成に努め、適正な管理を行うことが義務付けられます。

助成後、3年を目安に現地確認を行いますので、ご協力をお願いします。